

問3 完全支配関係における5%ルール

問 当社は、発行済株式 100,000 株のうち 98,000 株を親会社に保有され、残り 2,000 株を当社従業員のみで構成される従業員持株会に保有されています。

ところで、グループ法人税制が適用される完全支配関係とは 100%の持株関係をいうと聞きましたが、当社と親会社とは 98%の保有関係しかないことから、グループ法人税制の適用はないのでしょうか。

答 完全支配関係の判定上、一定の従業員持株会の株式保有割合が 5%未満である場合には、その 5%未満の株式を発行済株式から除いたところで保有割合を計算することとされています。

貴社の従業員持株会が一定の要件を満たすものである場合、持株会保有株式を除く発行済株式（98,000 株）の 100%を親会社が保有することから、貴社と親会社との間には完全支配関係があると判定され、その取引等にグループ法人税制が適用されます。

【解説】

1 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式（当該法人が有する自己の株式を除きます。）の全部を直接又は間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。

そして、この完全支配関係があるかどうかの判定上、発行済株式の総数のうちに次の①及び②の株式の合計数の占める割合が 5%に満たない場合には、①及び②の株式を発行済株式から除いて、その判定を行うこととされています。

① 法人の使用人が組合員となっている民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約（当該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限ります。）による組合（組合員となる者が当該使用人に限られているものに限ります。）の主たる目的に従って取得された当該法人の株式

② 会社法第 238 条第 2 項の決議等により法人の役員等に付与された新株予約権等の行使によって取得された当該法人の株式（当該役員等が有するものに限ります。）

2 したがって、お尋ねの場合の完全支配関係の判定においては、民法上の組合に該当するいわゆる証券会社方式による従業員持株会が保有する株式は、上記①の株式に該当します（完全支配関係：有）が、人格のない社団等に該当するいわゆる信託銀行方式による従業員持株会が保有する株式は、上記①の株式には該当しない（完全支配関係：無）ことに注意する必要があります。

【関係法令】

法 二十二の七の六

法令 4 の 2 ②

基通 1 - 3 の 2 - 3